

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年11月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

議案第46号 遊休農地の改善指導について

議案第47号 農地法第3条の規定による許可について

議案第48号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第49号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

議案第50号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

出席者 加藤彰夫 ほか12名

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 10番 杉本常男 委員 12番 塚本信子 委員

議 事

議 長 始めに、議案第46号を上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第46号

遊休農地の改善指導について

遊休農地の改善指導について、次のように提案致します。

(1) 要指導対象農地リスト(案)について

別紙「要指導対象農地リスト(案)」をご覧ください。委員の皆様には、暑い中農地パトロールをしていただきましてありがとうございました。その結果を基に北部、中部、南部に分けて作成したリストになります。

要指導対象とした農地は、今年度に一度も保全管理が行われていないと推察され、既に遊休化している農地ですが、委員の皆様には遊休農地として報告していただいたうち、要指導対象としなかった農地については、資料の4ページの「要指導対象農地判断基準」を基にリストから除外させていただいております。除外した農地につきましては、利用意向調査の対象とはせず、別途、農地の適正管理を促す通知を送付する予定です。

遊休農地に対する改善指導の流れとしましては、4ページ下段にありますとおり、要指導対象とした農地に対して利用意向調査として、資料の5ページの案1及び6ページの案2を今月中に土地所有者あてに送付します。その後、改善が見られず、かつ、農地中間管理機構がその農地の権利を取得する意向を示した場合は、7ページの案3により対象農地の貸付けについて農地中間管理機構との協議を勧告することになります。

委員の皆様におかれましては、所有者等から相談がありましたら、ご協力をお願いします。

議案書の1ページに戻っていただきまして、

(2) 提案理由について

この案を提出したのは、農地の荒廃を防ぎ優良農地を守るため、農地パトロール(利用状況調査)実施要領に基づく指導を行う農地について、農業委員会による要指導対象農地の決定が必要であるからであります。

説明は以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明のありましたとおり、農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく指導を行うにあたって、農業委員会の決定が必要になるものです。なお、議案に関すること以外の質疑につきましては、委員会終了後のその他の連絡の際にお願いいたします。

事務局の説明に対して、異議質問等がありますか。

議長 　　質問等ないようですので、上程議案につきまして、採決いたします。
議案第４６号 遊休農地の改善指導について、原案の要指導対象農地リスト（案）に基づき改善指導を行っていくことにご異議はございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議長 　　異議なしと認め、議案第４６号を原案通り決定します。
次に、議案第４９号整理番号５７を上程し、事務局に説明を求めます。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規程されておりますので、神谷友裕委員は退席していただきます。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 　　議案書の１７ページをご覧ください。
議案第４９号
農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号５７〕

（所在及び面積）

●●●●

(権利の種類)

使用貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

説明は以上です。

議長

議案についてご審議をお願いします。

上程議案について異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

異議なしと認め、議案第49号整理番号57を原案通り決定します。

次に、議案第50号整理番号18及び19を上程します。

なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条の規程により、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

杉浦俊広

それでは事務局に説明を求めます。

委員

事務局

49ページをご覧ください。

議案第50号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 18〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和6年12月1日から令和16年1月31日まで

以下、50ページの〔整理番号19〕までの申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広
委 員

議案についてご審議をお願いします。
上程議案について異議質問等ありませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

杉浦俊広
委 員

異議なしと認め、議案第50号整理番号18及び19を原案通り決定します。

議 長 次に、議案第47号から議案第50号及び報告第35号から報告第37号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 2ページをご覧ください。
議案第47号
農地法第3条の規定による許可について

[受付番号13]

(権利の種類)

区分地上権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

排水管理設のために区分地上権を設定するものです。

なお、区分地上権による排水管設置は、土中に完全埋設となり、耕作を目的とした所有権や耕作権とは異なるため農家要件は必要ありません。

また、本案件は、申請地の隣接地であり先月の総会で議決されました議案第41号受付番号11の分家住宅建築に関連するものです。

[受付番号14]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために、所有権を移転するものです。申請地取得後の●●●●の経営面積は、28aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号15]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために、所有権を移転するものです。申請地取得後の●●●●の経営面積は、4aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3ページをご覧ください。

議案第48号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号9]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

死亡(令和6年9月20日)

[受付番号10]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

死亡(令和6年8月1日)

4ページをご覧ください。

議案第49号

農用地利用集積計画(利用権設定関係)について

[整理番号33]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

使用貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

畑

(期間)

令和6年12月1日から令和16年11月30日まで

以下、48ページ〔整理番号107〕までの申し出がありました。
内容については、それぞれ記載のとおりです。

49ページをご覧ください。

議案第50号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号17〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和6年12月1日から令和16年11月30日まで

51ページをご覧ください。

報告第35号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

[受付番号28]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

農業用倉庫建築

以下、[受付番号29]までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

52ページをご覧ください。

報告第36号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

[受付番号91]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

以下、55ページ〔受付番号108〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

56ページをご覧ください。

報告第37号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔受付番号23〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年10月9日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、61ページ〔受付番号30〕までの通知がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長 上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。
上程議案、並びに報告について、質問等ありませんか。

杉本常男 4 ページの〔受付番号 33〕について、現況地目が畑となっていま
委 員 すが、何を栽培していますか。

事 務 局 ブルーベリーの栽培です。

杉本常男 名古屋市の人が井ヶ谷町まで通って耕作をするのですか。
委 員

事 務 局 10 年前から現在の所有者の父がブルーベリーを栽培していましたが、
相続した際に借り手を探していたところ、現在は名古屋市在住で
すが、元々刈谷市に住んでいた時に借りていた農地であることから、
引き続き借りていただけることになったようです。

杉本常男 申請地は手入れされていますか。
委 員

事 務 局 手入れされています。現在もブルーベリーの樹がたくさん栽培され
ています。

議 長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたし
ます。

議案第 47 号から議案第 50 号及び報告第 35 号から報告第 37 号
までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第47号から議案第50号及び報告第35号から報告第37号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 0 番 _____

1 2 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介

主 事 加 藤 立 紀